

子供交通安全情報



CHECK!

みんなで守ろう！道路の約束

- 道路に飛び出さない。
- 道路を横断するときは、遠回りでも信号のある交差点や横断歩道を渡る。
- 信号が青でも、左右の安全を確かめてから横断する。
- 一時停止の標識がある交差点や、見通しの悪い場所では、必ず止まって安全を確かめる。
- 道路や駐車場では遊ばない。
- キックボードやスケートボードなどは、道路で乗らない。
- 自転車に乗るときは、必ずヘルメットをかぶる。
(あごひもをきちんと締める。)



◎保護者の皆様へ

道路交通法では、「交通の頻繁な道路において、遊戯をし、ローラー・スケートをし、またはこれらに類する行為」は道路での禁止行為とされています。使用が許可されている公園や広場等でマナーを守って安全に利用しましょう。

大人が、子供の目線で危険な場所や安全な通行方法、横断の仕方など、身につくまで繰り返し、教えていただきますようお願いします。



(政府広報オンライン)

問合せ先

愛知県防災安全局県民安全課 交通安全グループ
電話052-954-6177 (ダイヤルイン)

愛知県